

県立病院の職員定数拡大・大幅増員をかちとる決議

岩手県立病院の職員数は、1997年2月の岩手県議会において「5,002名の職員定数」に改正されて以降、そのまま現在に至っています。

この間、医療の高度化・複雑化や患者さんの高齢化に加え、在院日数の短縮や入院・退院の激しさにより、忙しさは増えています。2008年からは、診療報酬制度の変更にあわせて基幹病院の「7対1看護体制」新設を導入する病院には看護師を手厚く、そうでないところはよりきつい人員体制へと偏重されてきました。結果として、職種間・病院間によって人手不足はますます深刻になったのです。では、もっとも手厚くなっているはずの、「7対1看護」の病院に勤務する看護師は余裕をもって働けるようになったかということ、全くそうではありません。直接患者さんに関わらない仕事量が増え、日勤をして帰る時間は22時、23時。慢性疲労状態が続き、「患者さんのための7対1看護ではなく、経営のための7対1だ」と怒りの声があがっています。

私たちが行った調査によると、(2009年までの3年半の間に)「妊娠を経験した方83名」のうち「順調に経過」した看護師は、約「16%」でした。今年3月には、「妊娠し、つわりで吐きながらも働き、お腹が張って痛くても注射を打ちながら働いています。看護師が少なく夜勤もしています。身をけずって働いています」との声が寄せられています。看護の現場では、「切迫流産」は人ごとではなくなっています。

夜勤人員も足りません。2000年代より育児支援制度(育児時間や部分休業制度等)は拡充されましたが、その制度を補うための人員増が図られてはいないからです。現場では、拡充された制度と現実の人手不足の狭間で悩み、貴重なスタッフが「看護は好きだけれどこのまま続けていく自信がない」と職場を去っています。今年4月からは、夜勤だけを行う「夜勤専従看護師」の導入がされました。45年前にかちとった「夜勤は月8日以内」のルールが、今や「月18回」も夜勤を行う仕組みがつくられたこと一つとっても、異常な現場の裏付けとなっています。

看護以外の職種はどうでしょうか？

- ・事務職員は、この10年25%減らされています。
- ・医療技術職である薬剤師や臨床検査技師なども、約1割の人員減となっています。
- ・患者サービスの要である給食部門の調理師は、この10数年新採用者はなく全面委託化が進んできました。
- ・医師の加重な負担軽減として2009年度より導入された「医療クランク」は、一人ひとりが重要な任務を担っているにも関わらず、200人全員が非正規職員です。

年次取得率が激減していることも、大きな問題です。全体の年次取得率は、10数年の間9.4日から7.43日へと確実に減ってきました。職場によっては、年間2日、3日というところもめずらしくはありません。

私たちは、もはや少ない人員の取りあいではなく、職員定数を増やす時にきていると考えます。

県民に安全・安心の良質な医療を提供するため、地域にとってなくてはならない病院として、また東日本大震災からの復興を確実にすすめるために、職場・地域で全組合員が決起して職員定数の拡大・大幅増員を実現するため奮闘します。

以上、決議します。

2013年6月22日

岩手県医療局労働組合
第69回定期大会